

## 事業活動及び県民に対する支援策等

項 目	実施内容
1. 県民・雇用者向け支援策	
(1)支援策	
①公共料金等の支払い猶予	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気代、ガス代、水道・下水道料金など、収入が減少し、期限内の支払いが困難な場合に一定期間の支払いを猶予する。</li> <li>○ 相談先:それぞれの契約会社等に問い合わせ</li> </ul>
②納税の猶予	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「徴収猶予の特例制度」を周知する。申請は、郵送または電子による方法を積極的に案内する。</li> </ul>
③国民健康保険料(税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民健康保険料(税)を猶予及び減免する。</li> <li>○ 相談先:各市町村国民健康保険担当窓口(詳しい条件や手続等)</li> </ul>
④県営住宅関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県営住宅家賃支払いが困難となった場合の相談窓口の周知。</li> <li>○ 失職、収入減に対する県営住宅家賃の再認定及び減免。</li> <li>○ コロナ対策の影響等により住宅を失った者に対する県営住宅の一時入居。</li> </ul>
⑤緊急小口資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯を対象に、緊急小口資金の特例貸付を実施。</li> <li>○ 申請先:市町村社会福祉協議会、沖縄県労働金庫本店及び各支店(県庁出張所を除く)、取扱郵便局(県内49ヶ所)</li> <li>○ 貸付上限額:10万円又は20万円以内</li> <li>○ 申請期限:現時点では令和2年9月30日まで</li> </ul>
⑥総合支援資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、総合支援資金の特例貸付を実施。</li> <li>○ 申請先:市町村社会福祉協議会</li> <li>○ 貸付上限額:月15万円又は20万円以内 原則3ヶ月以内</li> <li>○ 申請期限:現時点では令和2年9月30日まで</li> </ul>
⑦住居確保給付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により家賃の支払いに困り住居を失うおそれのある方々に対し、家賃相当額を支給する。また、同支給額が実際の家賃を下回る方々に対して、県独自の支援給付金を支給する。</li> <li>○ 相談・申請先:市町村を管轄する自立相談支援機関(支援給付金は県保護・援護課)</li> </ul>
⑧傷病手当金(健康保険)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナ感染などで仕事を休んでいる労働者について働けない期間、傷病手当金を支給する。</li> <li style="padding-left: 20px;">※4日目から支給</li> <li>○ 相談・申請先:各市町村国民健康保険窓口及び協会けんぽ、健康保険組合など</li> </ul>

<p><b>⑨新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（国事業）</b></p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者または事業主の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給する。</p> <p>○ 相談先：新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター（TEL：0120-221-276）</p> <p>○ 支給額：休業前賃金の8割（日額上限 11,000円）</p> <p>○ 申請期限：4月～6月分は令和2年9月30日（必着） 7月分は令和2年10月31日（必着） それ以降、月ごとに申請期限の設定あり</p>
<p><b>(2)相談対応</b></p>	
<p><b>①見守り活動の実施</b></p>	<p>○ 感染防止対策を講じた上で、見守り活動実施の呼びかけ。</p>
<p><b>②ひとり親家庭対応</b></p>	<p>○ 感染防止策を講じた上で、ひとり親世帯にヘルパーを派遣。</p>
<p><b>③DV、児童虐待対応</b></p>	<p>○ 警察、女性相談所、児童相談所等の関係機関が連携した適切な相談対応の推進、相談受入態勢の維持・確保。</p> <p>○ 相談体制の強化（対応職員の増、相談窓口の広報等）。</p>
<p><b>④特殊詐欺等対応</b></p>	<p>○ あらゆる広報媒体を使用した広報啓発活動と相談対応の強化及び取締りの徹底。</p>
<p><b>⑤学生等対応</b></p>	<p>○ 大学、専門学校等の学生緊急相談窓口設置を設置し、相談対応を実施。</p>
<p><b>2. 事業者向け支援策</b></p>	
<p><b>(1)支援策</b></p>	
<p><b>①雇用調整助成金（国事業）</b></p>	<p>○ 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成する国の制度。</p> <p>○ 県では、9月末までの特例措置期間について10月以降も延長するよう要望を行っている。</p>
<p><b>②沖縄県雇用継続助成金事業</b></p>	<p>○ 沖縄労働局において、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う労働者の休業により、雇用調整助成金や緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた県内に所在する事業主を対象に、上乗せ助成を行うことにより、雇用の維持と県内企業の負担軽減を図る。</p> <p>○ 受付・問い合わせ先：事業主向け雇用支援事業事務局（TEL：098-941-2044）</p> <p>○ 助成率（休業手当に対する割合）：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①緊急対応期間以外の特例期間（1月24日～3月31日） <ul style="list-style-type: none"> <li>大企業：国1/2 県1/6（企業1/3）</li> <li>中小企業：国2/3 県1/6（企業1/6）</li> </ul> </li> <li>②緊急対応期間（4月1日～9月30日）解雇等あり <ul style="list-style-type: none"> <li>大企業：国2/3 県1/6（企業1/6）</li> <li>中小企業：国4/5 県1/10（企業1/10）</li> </ul> </li> <li>③緊急対応期間（4月1日～9月30日）解雇等なし <ul style="list-style-type: none"> <li>大企業：国3/4 県1/4</li> <li>中小企業：国10/10 県なし</li> </ul> </li> </ul> <p>○ 申請期限：国の雇用調整助成金等の支給決定から2ヶ月以内（消印有効）但し、令和2年7月20日以前に支給決定を受けた場合は、9月30日まで</p>

<p>③小学校休業等対応助成金 (国事業)</p>	<p>○ 新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休業に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く。)を取得させた企業に対し助成を行う。</p> <p>○ 申請先:学校等休業助成金・支援金受付センター ○ 相談先:コールセンター(TEL:0120-60-3999) ○ 支給額:賃金相当額×10/10(1日最大:15,000円/人) ○ 申請期限:令和2年12月28日</p>
<p>④農林漁業セーフティネット資金貸付等</p>	<p>○ 災害等により被害を受けた経営の再建に必要な資金又は社会的、経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合等の経営の維持安定に必要な資金制度であり、貸付限度額の引き上げ、実質無利子・無担保等の措置を実施。</p>
<p>⑤経営継続補助金 (国事業)</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の継続を図る。</p>
<p>⑥工業用水道料金関係</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、工業用水道料金の支払いが一時的に困難な事業者を対象にした納期限の延期、使用の中止又は廃止、基本使用水量の減量に係る対応。</p> <p>○ 相談先:配水管理課(TEL:098-866-2810) ○ 納期限の延期:令和2年4月～9月分 ○ 申請期限:納期限の延期については納期限の7日前まで、それ以外の支援策については、随時相談。</p>
<p>⑦持続化給付金 (国事業)</p>	<p>○ 感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付する。</p> <p>○ 相談先:持続化給付金事業 コールセンター(TEL:0120-115-570) ○ 給付額:法人最大200万円 個人事業主:100万円 ○ 申請期限:令和3年1月15日</p>
<p>⑧家賃支援給付金 (国事業)</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して家賃支援給付金を支給する。</p> <p>○ 相談先:家賃支援給付金コールセンター(TEL:0120-653-930) ○ 給付額:月額最大 法人100万円(個人事業主:50万円)×6ヶ月分) ○ 申請期限:令和3年1月15日</p>
<p>⑨県中小企業セーフティネット資金</p>	<p>○ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」と併せて、同感染症で影響を受けた事業者に対し、経営の安定に必要な資金の融資を行う。取扱期間については、同感染症の影響を勘案し、今後、決定。</p> <p>○ 相談先:県中小企業支援課(TEL:098-866-2343) ○ 融資限度額:1企業、1組合当たり3,000万円以内 ○ 取扱期間:当分の間</p>
<p>⑩新型コロナウイルス感染症対応資金</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者に対し、経営の安定に必要な資金の融資を行う。取扱期間は、令和2年12月31日までに保証申込を受付たもので、かつ、令和3年1月31日までに融資実行されたもの。</p> <p>○ 相談先:県中小企業支援課(TEL:098-866-2343) ○ 融資限度額:1企業、1組合あたり4,000万円以内 ○ 取扱期間:令和2年12月31日までに保証申込を受付たものでかつ、令和3年1月31日までに融資実行されたもの。</p>

<p>⑪休業協力金・営業時間短縮協力金</p>	<p>○ 緊急事態宣言(令和2年7月31日)の発出に伴い、那覇市松山地域、宮古島市平良西里・下里地域、石垣市美崎町の接待・接触を伴う遊興施設等への休業に伴う20万円の協力金、那覇市内の飲食店の営業時間短縮要請(朝5時～夜10時まで)に伴う10万円の協力金支給を実施する。</p> <p>○ 相談先: 沖縄県感染症対策協力金コールセンター (TEL:098-975-5825)</p> <p>○ 給付額: 休業協力金20万円、営業時間短縮協力金10万円</p> <p>○ 申請期限: 那覇市(8月17日～9月11日) 宮古島市、石垣市 (8月24日～9月18日)</p>								
<p>⑫安全・安心な島づくり応援プロジェクト</p>	<p>○ 沖縄県内の中小企業者等の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を奨励するため、感染症拡大防止対策を実施する事業者に対し一律10万円の奨励金を支給する。</p> <p>○ 相談先: 沖縄県感染症対策奨励金コールセンター (TEL:098-987-4507)</p> <p>○ 主な対象業種 宿泊業、レンタカー業、貸切バス業、マリンレジャー業、ツアーガイド、理容業、美容業、農林水産業、建設業、土木業、卸売業など</p> <p>○ 申請期限: 令和2年8月31日</p>								
<p>⑬納税の猶予</p>	<p>○ 「徴収猶予の特例制度」を周知する。申請は、郵送または電子による方法を積極的に案内する。</p>								
<p>(2)各事業者向け</p>									
<p>①農林水産業向け</p>	<p>○ 影響を受けた農林漁業者への資金の円滑な融通や既往債務の償還猶予の要請等</p> <p>○ 農林漁業者の事業継続や、次期作に向けた各種支援対策や県産農産物の県内消費拡大対策等</p> <p>○ 航空貨物の物流機能回復に向けた緊急支援(貨物専用臨時便の確保対策等)</p>								
<p>②文化事業者向け</p>	<p>○ ライブハウスや劇場、ホール、ギャラリー等の文化芸術施設の運営者が行う公演・展示等の配信に係る経費の支援を行う。</p>								
<p>③公共交通事業者向け</p>	<p>○ 公共交通機関における感染防止対策の定着を支援するため、「沖縄県公共交通安全・安心確保支援事業」により、事業者の事業規模に応じた奨励金を支給する。</p> <p>○ 支給額</p> <table border="0" data-bbox="718 1388 1212 1523"> <tr> <td>・路線バス</td> <td>5万円/台</td> </tr> <tr> <td>・法人タクシー</td> <td>4万円/台</td> </tr> <tr> <td>・離島航路</td> <td>10万円～160万円/社</td> </tr> <tr> <td>・離島航空路</td> <td>140万円/機</td> </tr> </table> <p>○ 申請期限: 令和2年8月31日</p> <p>○ 個人タクシー(約1,200事業者)は、各事業者1台の経営形態であることから、1事業者あたり10万円の奨励金を支給する。</p> <p>○ 申請期限: 令和2年8月31日</p>	・路線バス	5万円/台	・法人タクシー	4万円/台	・離島航路	10万円～160万円/社	・離島航空路	140万円/機
・路線バス	5万円/台								
・法人タクシー	4万円/台								
・離島航路	10万円～160万円/社								
・離島航空路	140万円/機								
<p>④医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業</p>	<p>○ 新型コロナ感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助する。</p> <p>○ 申請先: 沖縄県国民健康保険団体連合会</p> <p>○ 補助上限額: 病院(医科、歯科) 200万円+5万円×病床数 有床診療所(医科、歯科) 200万円 無床診療所(医科、歯科) 100万円 薬局、訪問看護ステーション、助産所70万円</p> <p>○ 申請期限: 令和3年2月28日(予定)</p>								

<p><b>⑤高齢者・障害者施設等における感染症対策徹底支援事業</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染症対策のための衛生用品購入などに要する費用を補助する。</li> <li>○ 申請先: 沖縄県または、沖縄県国民健康保険団体連合会</li> <li>○ 補助上限額 サービス類型毎に設定 (例: 高齢者施設等) 通所介護(通常規模型) 89.2万円/事業所、訪問介護 53.4万円/事業所、特養 3.8万円/定員 (例: 障害者施設等) 施設入所支援 121.5万円/施設、居宅介護 11.5万円/事業所、生活介護 75.7万円/事業所</li> <li>○ 申請期限: 令和3年2月末</li> </ul>
<p><b>(3)相談対応</b></p>	
<p><b>①雇用調整助成金相談窓口体制の充実</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇用の維持を図るため、地域の商工会と連携した出張相談窓口を設置するなど、雇用調整助成金や沖縄県雇用継続助成金等の各種活用についての相談対応や情報提供を行う。</li> <li>○ 相談先: 事業主向け雇用支援事業事務局(TEL: 098-941-2044)</li> <li>○ 開設時間: 9:00~17:00(土・日・祝日除く)</li> </ul>
<p><b>②支援機関の窓口相談体制の強化</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 商工会・商工会議所等による個別相談等端末導入や窓口業務の感染症対策等に対する支援により、小規模事業者等に対する窓口相談体制を強化する。</li> </ul>
<p><b>③公共工事の関連の対応</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受注者からの申し出があった場合、受発注者間で協議し、工事の一時中止、工期延期や請負金額変更等を実施する。</li> <li>○ 緊急事態宣言時に社会の安定の維持の観点から事業の継続が求められることに留意しつつ、円滑な発注及び施工体制を確保する。</li> </ul>
<p><b>3. その他対応</b></p>	
<p><b>(1)その他対応</b></p>	
<p><b>①便乗値上げ防止要請等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要に応じて事業者団体等に生活物資の供給確保・便乗値上げ防止を要請する。</li> </ul>
<p><b>②観光客・観光事業者への情報提供</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 観光客・観光事業者等に対して、わかりやすい新型コロナ感染状況の情報提供を行う。</li> <li>○ HP、チラシ・カード、機内アナウンス等によりTACOにおける検温や問診などの協力依頼を行う。また、マスクの着用や手洗いなど新しい生活様式の実践を呼びかける。</li> </ul>
<p><b>③在住外国人への生活支援等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活支援等の相談窓口対応及び当該窓口の周知広報を実施する。</li> </ul>
<p><b>④廃棄物取扱方法の周知</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県HPにチラシ・パンフレット等を掲示。</li> <li>○ 事業者等、市町村関係部局へ周知。</li> </ul>
<p><b>⑤警戒活動</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 那覇市松山地区等において警戒活動を強化する。</li> </ul>